

# 安芸高田市耐震改修促進計画

平成 28 年 4 月

安芸高田市

# 目次

1. 計画の概要	1
1.1 計画策定の背景	1
1.2 計画の目的	1
1.3 計画の位置付け	1
2. 計画期間	1
3. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題	2
3.1 想定される地震の規模・被害	2
3.2 耐震化の現状と課題	8
4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
4.1 基本方針	9
4.2 耐震化の目標	9
5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
5.1 耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策	10
5.2 主体別の役割分担	11
5.3 重点的・優先的に耐震化すべき建築物の選定方針	13
5.4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備	15
5.5 建築物の総合的な安全対策に関する事項	17
5.6 関連施策	18
6. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	19
6.1 地震防災マップの作成・公表	19
6.2 相談体制の整備及び情報提供の充実	20
6.3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催	20
6.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	20
7. 所管行政庁との連携に関する事項	20
8. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	21
8.1 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携	21
8.2 耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続	21
8.3 その他	21

# 1. 計画の概要

## 1.1 計画策定の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,400人を超える尊い命が奪われた。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

さらに、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフの海溝型巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、住宅・建築物の耐震化が急務となっている。

このため、国は平成25年11月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）を改正し、不特定多数の方が利用する建築物及び避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断の実施、報告を義務付けるなど、建築物の耐震化の促進の取組が強化された。

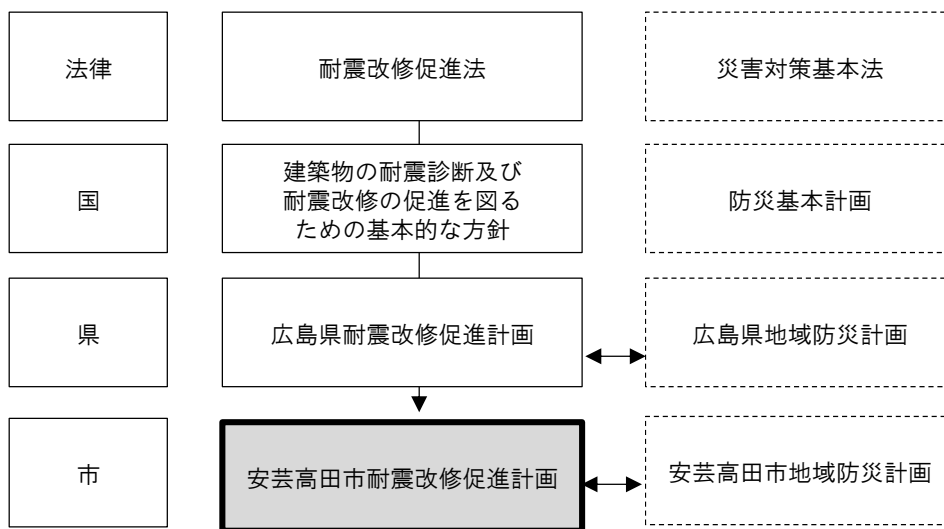
このような状況を踏まえ、安芸高田市耐震改修促進計画について改訂を行う。

## 1.2 計画の目的

市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図り、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 1.3 計画の位置付け

本計画は、「安芸高田市地域防災計画」の関連計画として、耐震改修促進法第6条1項の規定に基づき、市内の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための計画として策定するものである。



# 2. 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成37年度の10年間とする。なお、本計画は、必要に応じて見直すものとする。

### 3. 住宅・建築物の耐震化の現状と課題

#### 3.1 想定される地震の規模・被害

##### 1) 過去の地震被害

安芸高田市の近年の地震については、平成 12 年の鳥取県西部地震で震度 4 を記録したが、被害は発生していない。平成 13 年の安芸灘地震では、震度 5 弱を記録し、家屋の一部損壊 283 棟の被害が発生している。平成 26 年 3 月の伊予灘地震においても震度 5 弱を記録し、橋梁 1 箇所が破損したほか家屋の一部損壊 2 棟、軽傷者 1 名の被害が発生している。

#### ■広島県全域及び安芸高田市に被害を及ぼした主な地震■

発生年	地震名	地震・被害の概要	備考
慶安 2(1649)年	芸予地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.4</li> <li>広島にて侍屋敷、町屋少々潰・破損多し。</li> </ul>	
貞享 2(1686)年	芸予地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.0～7.4</li> <li>広島城廻その他少しずつ破損したが大破ではなく、広島県中西部 199 ヶ村で被害。合計で家損 147 軒、蔵損 39 軒、社 3、寺 5、土手 4,734 間、石垣損 857.5 間、田畑損 1.19 町、死 2、死牛馬 3。宮嶋で大宮・五重塔などの屋根、瓦少損。石垣・井垣崩れあり。備後三原城の石垣はらみだす。錦帯橋橋台落ち、岩国で塀われ瓦落ちる。</li> </ul>	
宝永 4(1707)年	宝永地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M8.4</li> <li>全国広範囲で大被害。備後三原城で石垣はらみ、潰家多く、広島で城堀の水が路上に溢れ石垣の崩壊あり（町・郡内で全潰家屋 78、半潰 68）</li> </ul>	
嘉永 7(1854)年	安政南海地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M8.4</li> <li>前日の安政東海地震とともに、全国広範囲で大被害。広島では屋根の揺れ幅が 1.6～1.7 尺(0.5m)であった</li> </ul>	
嘉永 7(1854)年	伊予西部	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.3～7.5</li> <li>安政東海地震、安政南海地震と時期的に接近し、記録からは被害が分離できない。広島では、安政南海地震と同じぐらいの揺れに感じられたという。</li> </ul>	
安政 4(1857)年	芸予地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.25</li> <li>三原で藩主の石塔など破損。広島で家屋の破損あり。呉で石垣崩れ、門倒れなどあり。郷原（呉市）で土堤割れなどあり。</li> </ul>	
明治 5(1872)年	浜田地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.1</li> <li>中野村（北広島町）で亀裂（延長 500m）を生じ、家土蔵半潰 15、橋梁落下 2 を生じた。広島県内各地で小被害、家屋倒壊もあった。</li> </ul>	
明治 38(1905)年	芸予地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：6.7</li> <li>沿岸部、特に広島、呉、江田島、宇品で揺れが強かった。広島監獄は埋立地にあり、第 14 工場が倒潰し死者 2、負傷者 22 を出した。その他瓦、壁土、庇の墜落あり、広島駐車場の入口の庇と廊下が倒れ負傷者 11、宇品は明治 17 年以降の埋立地で被害大きく、江田島の兵学校内にも亀裂や建物の被害があった</li> </ul>	

発生年	地震名	地震・被害の概要	備考
昭和 21(1946)年	南海地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：8.0</li> <li>全国広範囲で大被害。広島県で負傷者 3、住家全壊 19、半壊 42、非住家全壊 30、半壊 32、道路損壊 2</li> </ul>	
昭和 24(1949)年	安芸灘	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：6.2</li> <li>呉で死者 2、道路の亀裂多く、水道管の破断、山林の一部崩壊などの被害があった。</li> </ul>	
平成 11(1999)年	広島県南東部	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：4.5</li> <li>負傷者 1（震度 4）物的被害なし〔広島県調べ〕</li> </ul>	
昭和 24（1949）年 7 月 12 日	安芸灘	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M6.2</li> <li>安芸高田市被害不明</li> </ul>	※2
平成 12（2000）年	鳥取県西部地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M7.3</li> <li>震源近傍では震度 6 弱～6 強となり、鳥取県を中心に負傷者 182 名、住家は全壊 435 棟、半壊 3,101 棟、一部損壊 18,544 棟等の被害。また、述べ 17,402 戸が停電し、各地で断水などの被害〔内閣府(2003)〕。広島県では強いところで震度 4 となり県内で住家 6 棟が一部破損した。〔広島県調べ〕</li> </ul>	
平成 13（2001）年	芸予地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M6.7</li> <li>広島県で強いところで震度 6 弱となり、死者 1 名、重軽傷者 193 名、住家の被害は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が発生した。〔広島県調べ〕</li> </ul>	
平成 18（2006）年	伊予灘	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M4.7</li> <li>負傷者 4（重傷 1、軽傷 3）、住家一部損壊 2 棟〔広島県調べ〕</li> </ul>	
平成 23（2011）年	広島県北部	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M5.4</li> <li>負傷者 2（震度 5 弱）〔広島県調べ〕</li> </ul>	
平成 26（2014）年	伊予灘	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模：M6.2</li> <li>広島県：強いところで震度 5 弱。軽傷者 9 名、住家一部破損 15 棟</li> <li>安芸高田市：強いところで震度 5 弱。軽傷者 1 名、家屋一部損壊 2 棟、橋梁破損 1 箇所（向原町長田「吉野橋」）</li> </ul>	

【出典】 広島県調べ、内閣府(2003)、平成 26 年 3 月伊予灘地震以外は、宇佐美龍夫(1987)から抜粋  
(内閣府(2003)：平成 15 年(2000)鳥取県西部地震について)  
(平成 26 年 3 月 14 日伊予灘地震：同年 6 月 23 日消防庁最終報による。)

## 2) 想定される地震の規模, 被害の状況

「広島県地震被害想定調査報告書」(H25.10)では、安芸高田市における地震動、液状化、建物被害、人的被害等の地震による被害を以下の通り想定している。

地震被害は、安芸高田市直下地震の被害が最も大きく、次に南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道（以下、安芸灘等地震）の断層による地震での被害が大きいと想定されている。

建物被害は、安芸高田市直下地震が全壊 1,411 棟、半壊 4,675 棟、焼失 9 棟、が被害にあうとの想定である。また、南海トラフ巨大地震では全壊 179 棟、半壊 899 棟、安芸灘等地震が全壊 2 棟、半壊 5 棟、の被害となると想定されている。

### ■ 想定地震の諸元 ■

地震名	地震タイプ	端部の位置 緯度, 経度	一般走向	傾斜	長さ	幅	上端深さ	マグニチュード※1	今後30年以内 の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	- , -	-	-	-	-	-	9.0	-
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート内	- , -	-	-	-	-	-	6.7～7.4	40%
讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部	地殻内	東端 34° 10' , 134° 39'	N70° E	北傾斜 30-40°	約130km	20-30km	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁 ※2	地殻内	東端 33° 58' , 133° 25'	N70° E	高角度	約30km	不明	0km	7.3～8.0程度	ほぼ0～0.3%
石鎚山脈北縁西部-伊予灘	地殻内	東端 33° 56' , 133° 14'	N70° E	高角度 北傾斜	約130km	不明	0km	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	北端 34° 29' , 132° 23'	N20° E	高角 (西傾斜)	約20km	約25km	0km	7.0程度	不明
己斐-広島西縁断層帯(M6.5) ※3	地殻内	北端 34° 27' , 132° 27'	N20° E	ほぼ垂直	約10km	不明	0km	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	北東端 34° 15' , 132° 13'	N60° E	高角 北西傾斜	約44km	20km程度	0km	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群(主部)	地殻内	北東端 34° 07' , 132° 25'	N50° E	不明	約21km	不明	0km	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群(広島湾-岩国沖断層帯)	地殻内	北東端 34° 19' , 132° 24'	N30° E	不明	約37km	不明	0km	7.4程度	不明
長者ヶ原断層-芳井断層 ※4	地殻内	東端 34° 40' , 133° 29'	N43° E	北傾斜 80° (断層露頭)	約37km	-	-	7.4 (松田(1975)の式 (log L=-2.9+0.6M)により計算)	-
どこでも起こりうる直下の地震 ※5	地殻内	市町役場位置に断層中心	N45° E	-	-	-	-	6.9	-

注:表中の数値等は、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」、地震調査研究推進本部の各断層等の「長期評価」による。地震動等の計算に用いたモデルの詳細は、第IV編に整理した。

※1: 気象庁マグニチュード。ただし、南海トラフ巨大地震のみモーメントマグニチュード

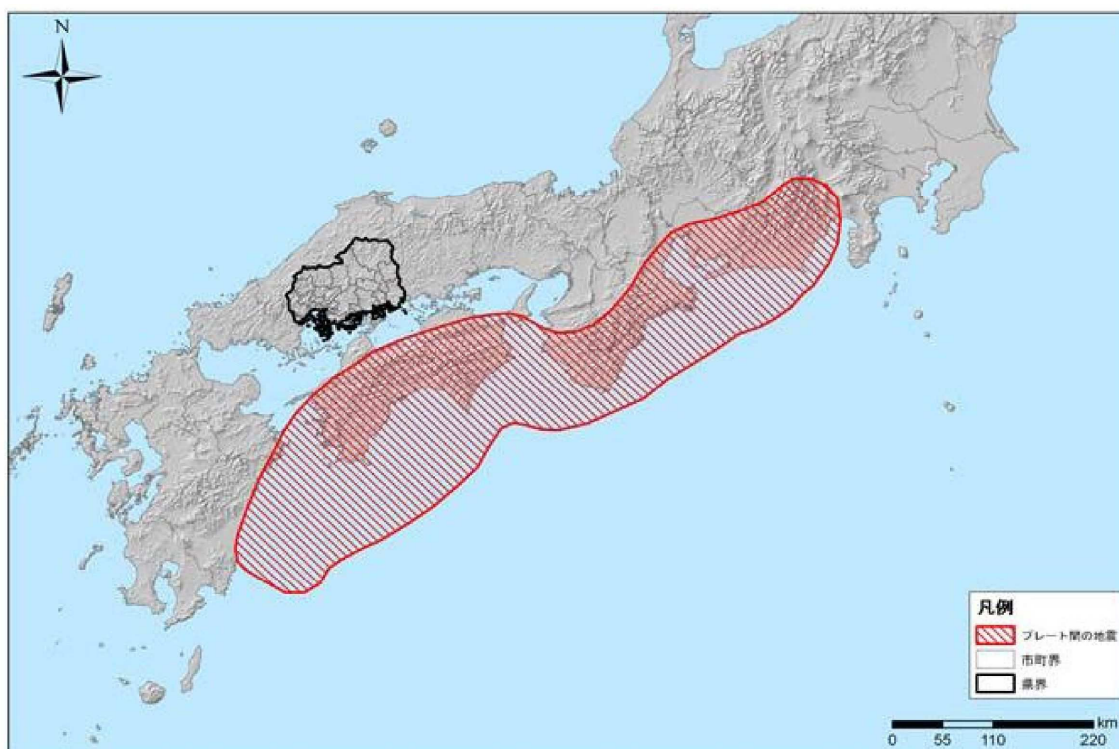
※2: 端部の位置, 長さは岡村断層部分

※3: 己斐-広島西縁断層帯 (M6.9)は参考として震源を仮定しているため諸元は省略

※4: 長者ヶ原断層-芳井断層は、本調査による結果を表示

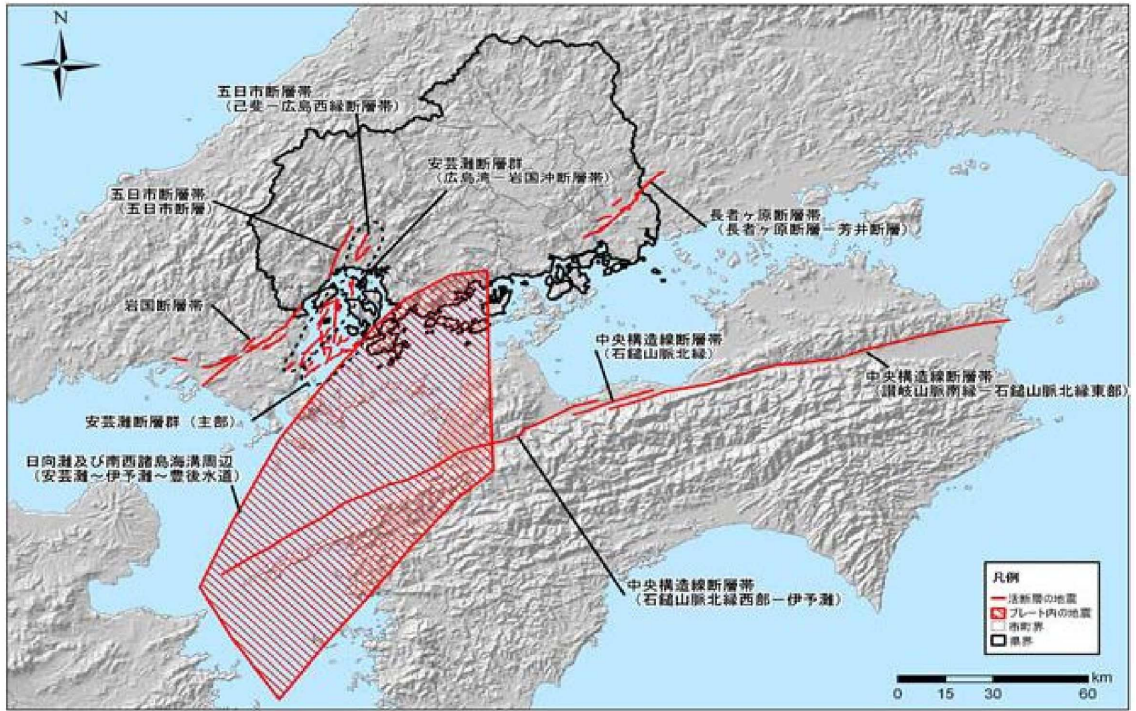
※5: どこでも起こりうる直下の地震は、震源を仮定しているため諸元(傾斜, 長さ, 幅, 上端深さ等)は省略

### ■ 想定地震位置図 ■

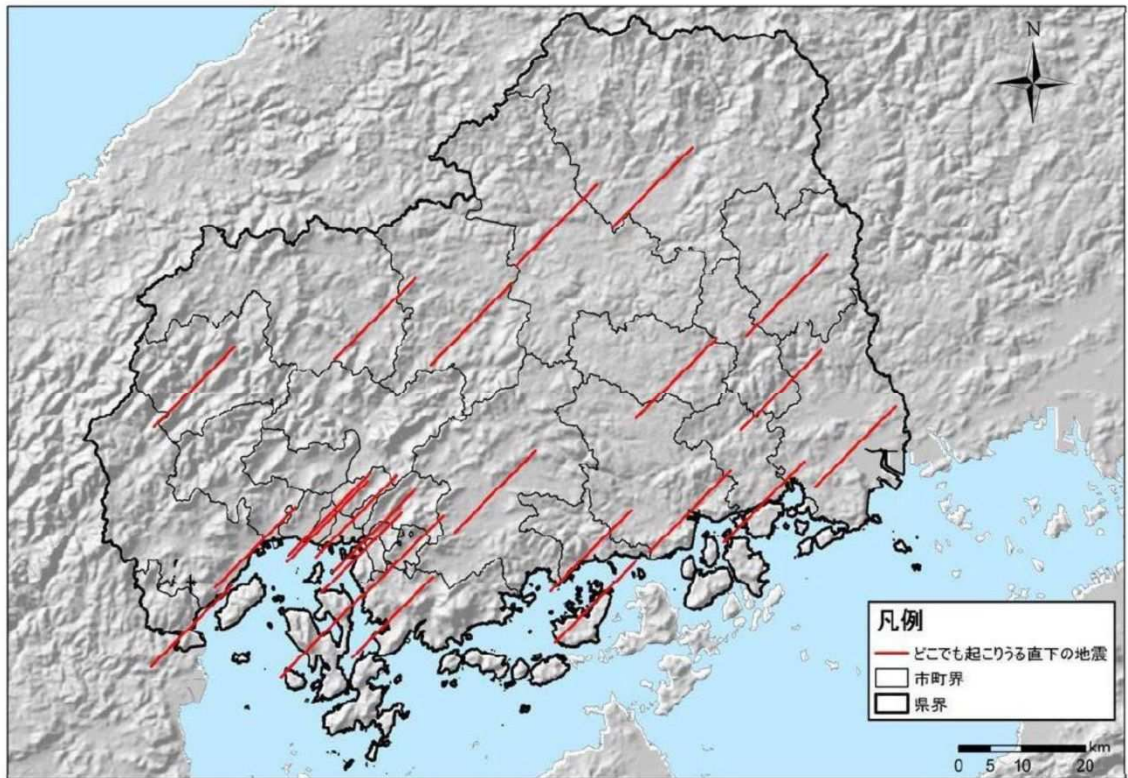


< 南海トラフ巨大地震 >





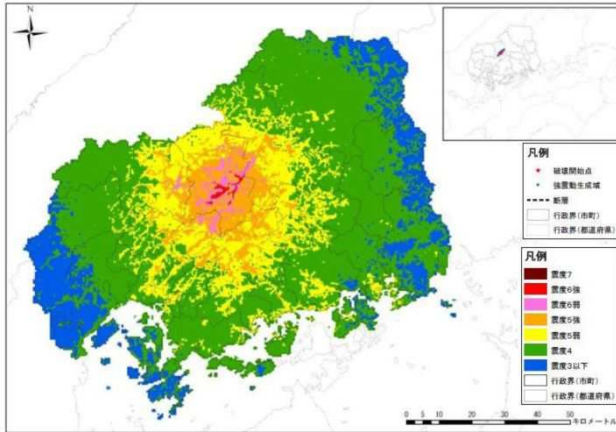
<既に明らかになっている断層等を震源とする地震>



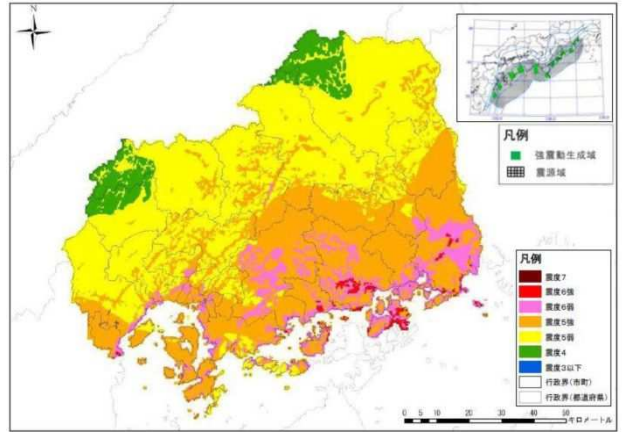
<どこでも起こりうる直下の地震図>

資料：「広島県地震被害想定調査報告書」（広島県，H25.10）

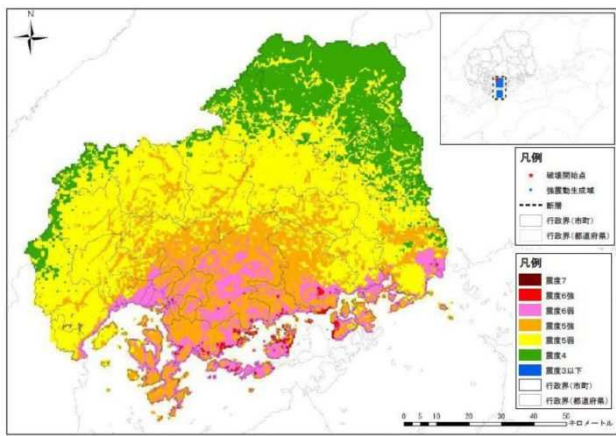
■震度分布図(1)■



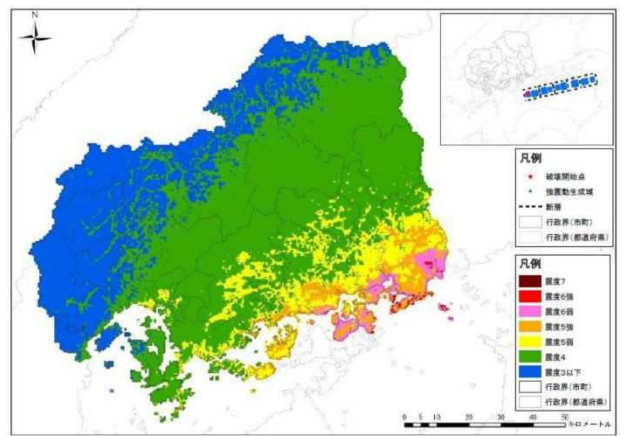
安芸高田市直下の地震



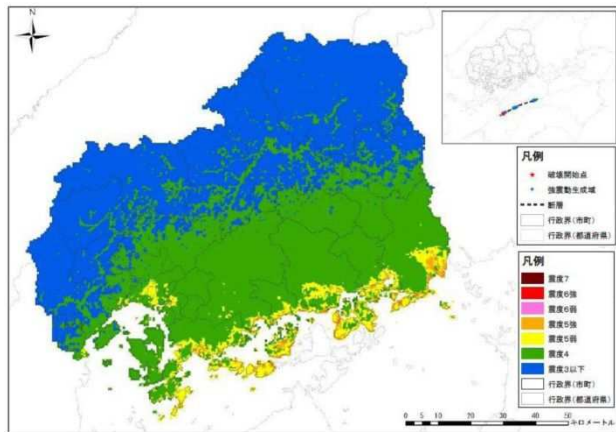
南海トラフ巨大地震(陸側ケース)



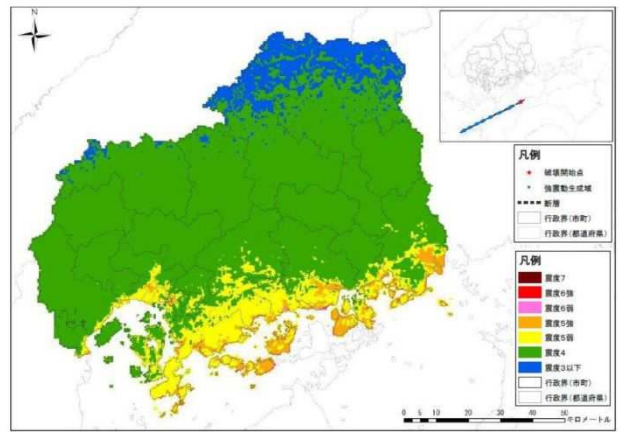
安芸灘~伊予灘~豊後水道の地震(北から破壊)



讃岐山脈南縁-石鎚山脈北縁東部の地震(西から破壊)



石鎚山脈北縁の地震(西から破壊)

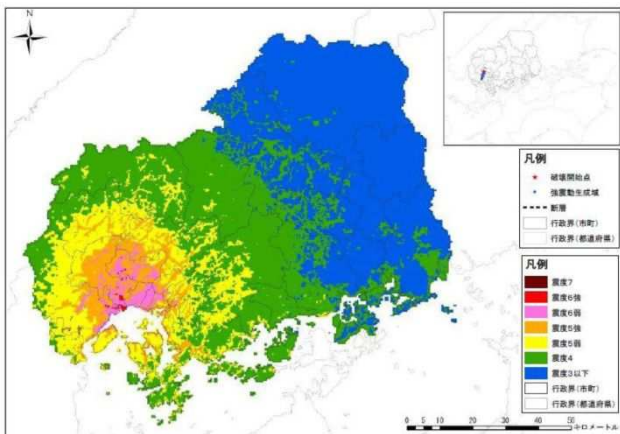


石鎚山脈北縁西部-伊予灘の地震(東から破壊)

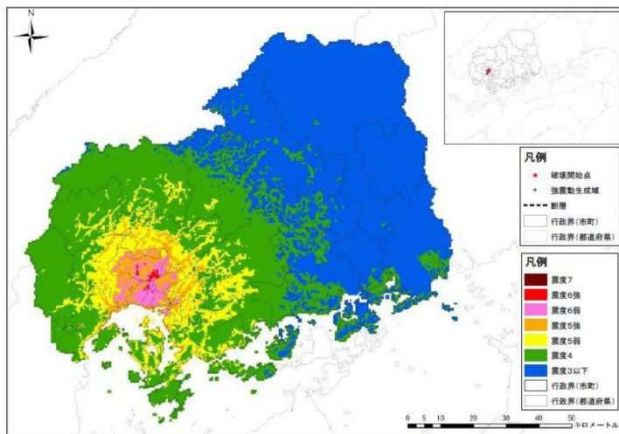




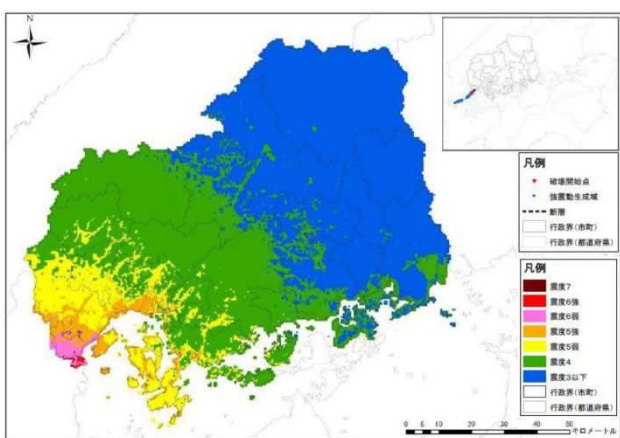
■震度分布図(2)■



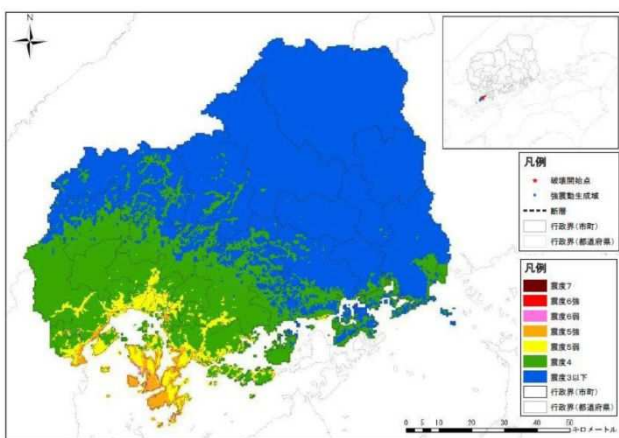
五日市断層の地震 (北から破壊)



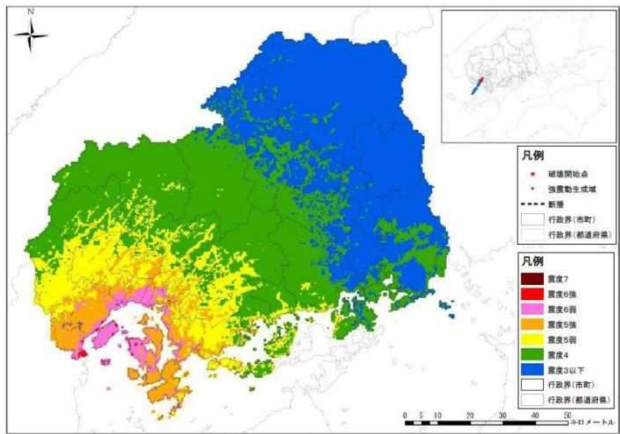
己斐-広島西縁断層帯の地震 (M6.5) (北から破壊)



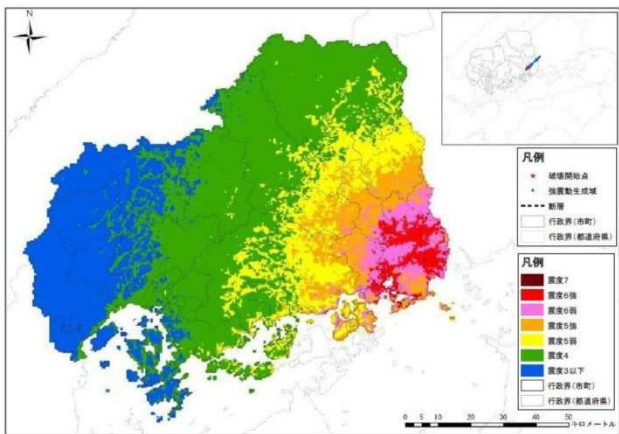
岩国断層帯の地震 (東から破壊)



安芸灘断層群 (主部) の地震 (北から破壊)



安芸灘断層群 (広島湾-岩国沖断層帯) の地震 (北から破壊)



長者ヶ原断層-芳井断層の地震 (西から破壊)



## 3.2 耐震化の現状と課題

### 1) 住宅の耐震化の状況

安芸高田市における平成 27 年時点の居住者のいる住宅の耐震化率の推計値は約 59%である。

	現状 (平成 27 年度末)	当初目標値 (平成 27 年度末)
安芸高田市	約 59%	80%
広島県	79.2%	90%

※平成 25 年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）や国が都道府県に対して行った耐震診断アンケート調査（平成 16 年 3 月）の実績値を基に推計。

### 2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の状況

安芸高田市における平成 27 年時点の多数の者が利用する建築物等（学校、病院、店舗等）の耐震化率の推計値は約 88%である。

	現状 (平成 27 年度末)	当初目標値 (平成 27 年度末)
安芸高田市	約 89%	90%
広島県	86.4%	90%

※安芸高田市公共施設現況分析調査（平成 25 年 9 月）や都道府県によるアンケート調査（平成 16 年 3 月）を基に推計。

### 3) 住宅・建築物の耐震化の課題

多数の者が利用する建築物の耐震化率の H27 年時点の実績値（約 89%）は目標値（90%）をやや下回ったものの、広島県平均（86.4%）を上回る結果となっている。

一方で、住宅の耐震化率の H27 年時点の実績値（約 61%）は目標値（80%）を大きく下回っており、耐震改修が進まなかったことや、新規建築の軒数が当初予測を大幅に下回ったことから、新築・建て替えによる耐震化率の自然上昇の幅が小さくなったことが一因と考えられる。

住宅の新築軒数が減少している状況においては、老朽住宅の更新による耐震化率の大幅な自然上昇は望めない。耐震化率の上昇のためには、住宅の耐震改修をより一層促進する必要がある。

## 4. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 4.1 基本方針

本計画では、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）（以下、「県計画」という。）の方針を踏まえ、安芸高田市において重点的・優先的に耐震化すべき建築物を選定し、耐震化を進める。

また、県や関係団体等と連携し、市内の住宅・建築物の耐震化を含めた総合的な安全対策を計画的に促進するとともに、市民の耐震化の必要性の認識が向上するよう意識啓発を行い、自主的な耐震化を促進する。

### 4.2 耐震化の目標

#### 1) 住宅の耐震化の目標

安芸高田市において被害想定が最も大きい安芸高田市直下型地震による建物被害（全壊戸数）を半減させることを目標として、平成37年度末の耐震化率の目標値を80%とする。

	現状 (平成27年度末)	計画期間中の目標値 (平成37年度末)
安芸高田市	約59%	80%
広島県	79.2%	約97%

※平成25年の住宅・土地統計調査（総務省統計局）や国が都道府県に対して行った耐震診断アンケート調査（平成16年3月）の実績値を基に推計。

※広島県の目標は、現状値86.4%に対して平成32年度末を92%と設定しており、約5ポイントの上昇であることから、上表においては、平成37年度末も同様に推移すると想定し、約97%とみなしている。

#### 2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物等について、平成37年度末の耐震化率の目標値を概ね100%とする。

	現状 (平成27年度末)	計画期間中の目標値 (平成37年度末)
安芸高田市	約89%	概ね100%
広島県	86.4%	約90%

※安芸高田市公共施設現況分析調査（平成25年9月）や都道府県によるアンケート調査（平成16年3月）を基に推計。

※広島県の目標は、現状値79.2%に対して平成32年度末を85%と設定しており、約5ポイントの上昇であることから、上表においては、平成37年度末も同様に推移すると想定し、約90%とみなしている。

## 5. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 5.1 耐震診断・改修に関わる取組の方向性と施策

県計画の方向性と施策を踏まえ、重点的・優先的に耐震化すべき建築物を選定し、耐震化を進めるとともに、耐震診断・改修に関わる各種施策を実施する。

対象建築物		取組の方向性(施策)	取組主体	
全般事項		相談体制の整備や情報提供の充実	県	市
		関係団体との連携等による普及啓発	県	市
多数の物が利用する建築物		市町の補助制度の継続、創設の促進	-	市
		公共建築物の計画的な耐震化	県	市
		所有者への意識啓発	県	市
重点的に耐震化を促進する建築物	大規模建築物	公表した耐震化状況の更新	県	所管行政庁
		民間建築物の耐震化促進	県	市
	防災拠点建築物	公表した耐震化状況の更新	県	-
		耐震診断の義務付け(報告期限:H30年度末) (診断未実施又は耐震化の計画のないものに限る)	県	-
		耐震診断の義務付けた建築物の耐震診断結果の公表	県	所管行政庁
	避難路沿道建築物 (広域緊急輸送道路)	耐震診断義務付け(報告期限:H32年度末)	県	-
		民間建築物の耐震診断への支援の検討	県	-
		民間建築物の耐震改修への支援の検討	県	市
	住宅		市町の補助制度の改善、創設の促進	県
所有者への意識啓発 (南海トラフ巨大地震等に備えるべきことのPR等)			県	市

※所管行政庁は、「建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町においては知事」と定められており、安芸高田市においては広島県が所管行政庁となる。

#### ■重点的に耐震化を促進する建物の考え方

対象建築物	耐震対策の必要性	考え方
大規模建築物	不特定多数の者が利用するものであり、県民誰もが被災する可能性があるため、重点的に耐震化を促進する。	耐震化の取組状況を公表し、耐震化を促す
防災拠点建築物 防災業務等の中心となる建築物	防災拠点建築物のうち、防災業務等の中心となる建築物については、被災直後から人命救助、復旧に必要で代替が困難な建築物であるため、重点的に耐震化を促進する。	
避難路沿道建築物 広域緊急輸送道路沿道建築物	避難路沿道建築物のうち、広域緊急輸送道路沿道については、多数の者の避難や県外からの救援・救護活動のために道路機能を保持する必要があるため、重点的に耐震化を促進する。	



## 5.2 主体別の役割分担

県、市、建築関係団体等、建物所有者等は耐震化の促進を図るため、以下の事項の実施に努めることとする。

### 【県の役割】

#### (1) 県耐震改修促進計画の策定

- ア 広島県の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、広島県耐震改修促進計画を策定し、必要に応じて見直しする。
- イ 県内の市町の耐震改修促進計画の策定及び適切な更新等を促進する。
- ウ 所管行政庁が特定既存耐震不適格建築物の所有者等を行う耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表の方針を定める。

#### (2) 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

- ア 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- イ 所管行政庁として大規模建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。
- ウ 防災業務等の中心となる建築物の耐震化の取組状況を公表し、適宜更新する。
- エ 防災業務等の中心となる建築物のうち、耐震診断を実施しておらず、かつ、平成30年度までに耐震改修等の計画のないものへ耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。
- オ 所管行政庁として、耐震診断を義務付けた防災業務等の中心となる建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。
- カ 広域緊急輸送道路沿道建築物に耐震診断及び診断結果の報告を義務付ける。
- キ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断・耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- ク 所管行政庁として、広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断結果を公表し、適宜更新する。

#### (3) 県民の意識啓発等

- ア 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを市町、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。
- イ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発を行う。
- ウ 防火地域、準防火地域の指定や見直しを市町に働きかける等により、市街地の防火性能の強化を図る。

#### (4) 関係団体との連携等による普及啓発

- ア 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。
- イ 市町及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。
- ウ 市町への技術的支援を行うため、県に耐震化の相談窓口を設置する。

#### (5) 相談体制の整備や情報提供の充実

安心して耐震診断・改修が行える環境を整備するため、耐震診断・改修の相談体制の整備やセミナーの開催、耐震診断・改修や地震防災の情報提供の充実を図るなど総合的な地震防災対策を実施する。

#### (6) 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- ア 県有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 広域緊急輸送道路以外の緊急輸送道路について、耐震改修促進法第5条第3項第三号の規定に基づく指示対象の路線として位置づけ、耐震化を促進する。
- ウ 所管行政庁として、耐震改修促進法に基づく耐震改修計画の認定、地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行う。
- エ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して、耐震改修促進法に基づく指導・指示等を行う。
- オ 所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の把握、台帳整備、耐震診断・改修の進捗状況の把握を行う。

## 【市の役割】

### (1) 市町耐震改修促進計画の策定

住民に最も身近な基礎自治体として、地域の実情に応じた住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町の耐震改修促進計画を策定し、適切に更新等する。

### (2) 耐震上特に重要な建築物の耐震化に向けた重点的取組

- ア 大規模建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- イ 広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修への支援制度の創設を検討する。
- ウ 広域緊急輸送道路以外の道路について、耐震改修促進法第6条第3項第一号の規定に基づく耐震診断の義務付け及び耐震診断・耐震改修の支援制度の創設を検討する。

### (3) 県民の意識啓発等

- ア 南海トラフ巨大地震等に備えるべきことを県、消防や関係部局等と連携し、幅広い媒体を活用して積極的に広報する。
- イ 火災予防や家具の転倒防止等の総合的な普及啓発を行う。
- ウ 消防力を踏まえて、市街地の防火性能の強化を図る。

### (4) 相談体制の整備や情報提供の充実

- ア 耐震診断・改修の相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
- イ 地震防災マップの作成、セミナーや講習会の開催、地震防災の情報提供の充実を図る。

### (5) 関係団体との連携等による普及啓発

- ア 耐震診断・改修を担う人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断・改修の講習会や耐震改修の工法の普及を図る。
- イ 県及び建築関係団体との連携体制を構築し、耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の知識の普及・啓発などを行う。

### (6) 耐震診断及び耐震改修の推進及び促進

- ア 市町有建築物の耐震診断・改修を計画的に進める。
- イ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度の創設を検討する。
- ウ 住宅・建築物の耐震診断・改修への支援制度を創設済の制度については、県民がより使いやすい制度への改善等を検討する。

## 【建築関係団体等】

- ア 耐震診断・改修の相談窓口を設ける。
- イ 耐震診断・改修の情報提供、耐震診断・改修の地域の普及・啓発を行う。
- ウ 耐震診断・改修に関する講習会の開催など会員の技術の向上に努める。
- エ 耐震改修の工法開発に努める。

## 【建物所有者等】

- ア ひとりひとりが地震発生の危険性や、その予測される程度などを、正しく知り、また普段からどのように備えておけばよいのか、知っておくよう努める。
- イ 所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うように努める。
- ウ 総合的な地震対策として、ブロック塀等の倒壊防止、窓ガラス・外壁タイル・屋外広告物等の落下防止策を行うように努める。
- エ 地震に備え、地震保険の加入や家具の転倒防止対策を実施するように努める。

### 5.3 重点的・優先的に耐震化すべき建築物の選定方針

県計画で示された重点的に耐震化すべき建築物の内容を踏まえ、安芸高田市において重点的・優先的に耐震化すべき建築物及び区域の選定方針を以下の通り設定した。今後は、選定された建築物について重点的・優先的に耐震診断・耐震改修を推進していくものとする。

#### 1) 重点的・優先的に耐震化すべき建築物の選定方針

##### ■重点的・優先的に耐震化すべき建築物の選定方針

分類		備考		
昭和56年以前築の建築物	災害時の拠点となる建築物	防災拠点施設 復旧拠点施設 救援救護施設	・広島県耐震改修促進計画において、防災業務等の中心となる建築物として指定されたもの等 (救援救護施設は、階数が二以上かつ延べ面積が500㎡以上のもの)	
		避難所	・安芸高田市地域防災計画に避難所として記載されたもの等	
		ライフライン管理施設	水道・ガス・電気等の管理施設	
	特定建築物	災害時に要援護者等の利用するもの	福祉施設	老人福祉施設、老人ホーム、養護学校、児童福祉施設、幼稚園、保育所
		一号特定建築物		多数の者が利用するなど、一定の用途で、一定の規模以上の建築物（うち、階数が三以上かつ延べ面積が1,000㎡以上のもの）
		二号特定建築物		火薬類、石油類など一定の数量以上のものの危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
	三号特定建築物		地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数のものの円滑な避難を困難とするおそれがある一定の高さを超える建築物	

##### ■優先性の考え方1

災害時の拠点となる建築物、かつ、特定建築物	優先ランク1
災害時の拠点となる建築物、又は、特定建築物	優先ランク2

##### ■優先性の考え方2

<ul style="list-style-type: none"> <li>・築年度が古いものを優先</li> <li>・規模が大きいものを優先</li> <li>・特定建築物は、「①要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物」「②指示・公表対象建築物」「③指導・助言対象建築物」の順で優先*</li> </ul>
---

##### ※特定建築物の優先性について

①	要緊急安全確認大規模建築物 要安全確認計画記載建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物</li> <li>○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模な建築物</li> <li>○都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物</li> <li>○都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li> </ul>
②	指示・公表対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上の建築物</li> <li>○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上の建築物</li> </ul>
③	指導・助言対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○多数の者が利用する一定規模以上の建築物</li> <li>○一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場</li> </ul>

■特定建築物の該当要件

	用途	特定既存耐震不適格建築物の規模要件(法第14条)	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の規模要件(法第15条)	要緊急安全確認大規模建築物の規模要件(附則第3条)	
一号	1 学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	2 体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ3,000㎡以上	
	3 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	4 病院、診療所				
	5 劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	6 集会場、公会堂				
	7 展示場				
	8 卸売市場				
	9 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	10 ホテル、旅館				
	11 賃貸住宅(共同住宅に限る。) 寄宿舎、下宿				
	12 事務所				
	13 老人ホーム、老人短期入所施設 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	14 老人福祉センター、児童厚生施設 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	15 幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	16 博物館、美術館、図書館	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	17 遊戯場				
	18 公衆浴場				
	19 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	20 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	21 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
	22 車輛の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	23 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
24 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
二号	- 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上かつ敷地境界線から一定距離以内の存する建築物	
三号	- 避難路線道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、全面道路幅1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超	左に同じ		



## 5.4 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

### 1) 助成制度の維持・改善及び創設

#### (1) 木造住宅に関する助成制度

木造住宅の耐震化を推進するため、木造住宅の「耐震診断」「耐震改修工事」に対する助成を引き続き行っていく。

項目	内容
補助の対象となる建築物	<p>市内に存する木造在来軸組工法及び木造伝統的工法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。</p> <p>ア. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された戸建て住宅、長屋住宅又は併用住宅(延べ面積の 2 分の 1 以上を住宅の用に供するものに限る。以下「住宅」という。)であること。</p> <p>イ. 住宅に居住の実態があること。</p> <p>ウ. 地階を除く階数が 3 以下であること。</p> <p>エ. 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。</p>
補助対象者	<p>(1) 補助対象建築物(以前に同一事業の補助金の交付を受けた建築物を除く。)を所有する者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p>
補助の金額	耐震診断の場合
	耐震診断に要する経費の 3 分の 2 の額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、上限の額は 4 万円とする。
	耐震改修工事の場合
	耐震改修工事に要する経費の 3 分の 1 の額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とし、上限の額は 40 万円とする。

また、より市民が使いやすい制度となるよう、今後は、耐震診断の実施希望者に対し市が専門家（木造住宅耐震診断設計資格者等）を派遣するなどの助成制度の見直しを検討する。

## （２）要緊急安全確認大規模建築物に関する助成制度

不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物の耐震化を推進するため、要緊急安全確認大規模建築物に関する助成制度の創設を検討する。

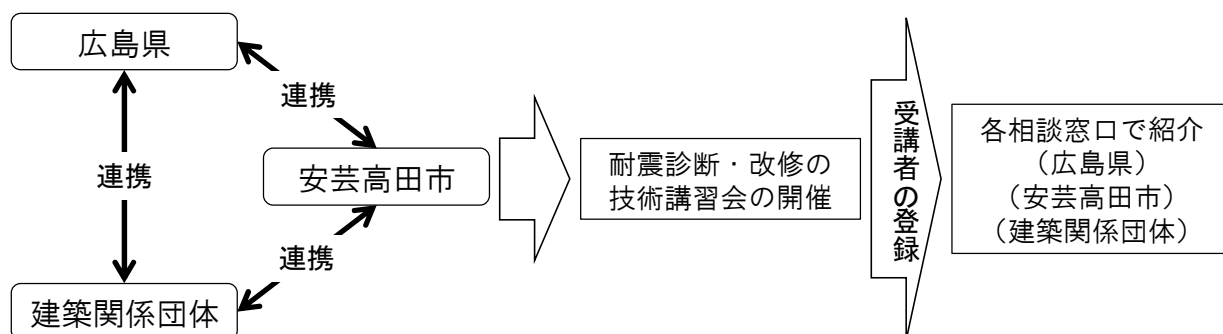
要緊急安全確認大規模建築物に関する助成制度（案）	
対象となる建築物	要緊急安全確認大規模建築物 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの
概要	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断費用の一部を補助
補助内容	診断費用の2/3

## 2）耐震改修の工法の普及等

### （１）耐震診断・改修の技術講習会の開催

県や建築関係団体と連携して、設計者・施工者などの建築関連技術者を対象とした耐震診断・改修の講習会を実施し、耐震診断・改修を行う優良な技術者の養成と受講者の登録に努める。

また、登録した建築関連技術者（設計者・工事施工者等）を耐震診断・改修の相談窓口で紹介できるように整備を行う。



### ■ 施策のイメージ ■

### （２）耐震改修の工法の普及

県や建築関係団体と連携して、様々な工法による耐震改修の事例を収集し、耐震改修工事の事例を情報提供するなど、耐震改修の工法の普及に努める。

また、これから耐震改修工事を行う建物所有者等に対し、工事費用や工事期間、耐震改修の効果など、耐震改修の有益な情報提供に努める。

## 5.5 建築物の総合的な安全対策に関する事項

---

### 1) ブロック塀等の安全対策

地震発生に伴い、ブロック塀や擁壁が倒壊すると、死傷者が発生したり、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため、通学路等を中心として危険箇所の点検や指導を引き続き行う。

また、ブロック塀等の倒壊の危険性について市民に周知を行う。

### 2) 窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策

地震発生に伴い、窓ガラスの破損や外壁タイル、屋外広告物等の落下が発生した場合、死傷者が発生したり、避難・救援活動のための道路の通行に支障をきたすため、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下防止対策の重要性を県民に周知するとともに、設置方法や施工及び維持管理の状況等について点検を促し、落下防止対策等について普及啓発を図る。

### 3) 大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策

不特定多数の人々が利用する大規模空間を持つ建築物の所有者等に対して、天井の構造や施工状況及び維持管理の状況等について点検を促すとともに、正しい施工技術や補強方法の普及啓発を図り、天井の崩壊防止対策について注意喚起を行う。

### 4) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

地震時にエレベーター内部への閉じ込め事故やエスカレーターの脱落等の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対してエレベーター及びエスカレーターの地震時の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

### 5) 家具の転倒防止

地震時における住宅内での死傷者の発生を防止するためには、家具の転倒防止対策を図る必要がある、家具の固定方法の普及啓発を行う。

### 6) 積雪による建築物被害の防止

積雪による建築物の防止を図るため、建築基準法の定期点検等の機会をとらえて、建築物の所有者に対して近年の大雪による建築物の被害等を周知し、安全性の確保を図る。

### 7) 建築物の不燃化の推進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法及び消防法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物についても防火、避難施設の改善指導を行う。

### 8) 被災建築物応急危険度判定

地震により多くの建築物が被災した場合に、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物の危険度の判定を的確に行う技術者の養成と登録を行い、地震発生時に迅速に対応できる体制を整備する。

## 5.6 関連施策

地震発生時における建築物の安全対策を総合的に進めるため、国、県、市が実施している関連施策を活用する。

### (1) 空き家の改修等に関する事項

安芸高田市空き家改修事業補助金	
概要	空き家所有者等が行う家屋の改修等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する制度。
補助対象	<p>(1) 補助対象住宅 安芸高田市空き家情報バンクに登録されている空き家で、次のいずれにも該当する住宅</p> <p>①市外の空き家利用者と空き家所有者との間で売買又は賃貸借に関する契約を締結していること。(賃貸借に関する契約を締結している場合は、所有者の承諾を得ていること)</p> <p>②空き家の改修工事を施工する業者が、安芸高田市内の建築業者であること。</p> <p>③補助金交付決定後工事に着手し、かつ、当該年度の3月末までに完了するもの。</p> <p>(2) 補助対象となる工事 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築(10㎡以内のものに限る)、修繕、模様替え及び設備改善(但し、同一物件につき1回限りとする。)</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改修工事費×1/2</li> <li>・100万円を上限とする(補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)</li> </ul>

### (2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

#### ①がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の危険から住民の生命の安全を確保するために、建築基準法第39条の規定による災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行うものに対する補助制度であり、県と連携して実施する。

#### ②住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において、砂防ダム等の整備までの間の土砂災害による危険から市民の生命の安全を確保するために、既存不適格住宅及び既存不適格建築物の土砂災害対策改修を行う者に対する補助制度であり、県と連携して実施する。

#### ③住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅の背後に斜面があるような立地条件の場合、地震による住宅被害を防ぐためには、住宅そのものの耐震補強のみならず、背後斜面等の土砂災害対策を併せて実施することが必要である。

そのため、本事業を活用し、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の整備を推進する。

なお、本事業は、地震発生時に背後斜面の崩壊等により倒壊した住宅等が、緊急輸送道路を閉塞するなど社会的に重大な被害が起こりうる住宅市街地において実施する。



## 6. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### 6.1 地震防災マップの作成・公表

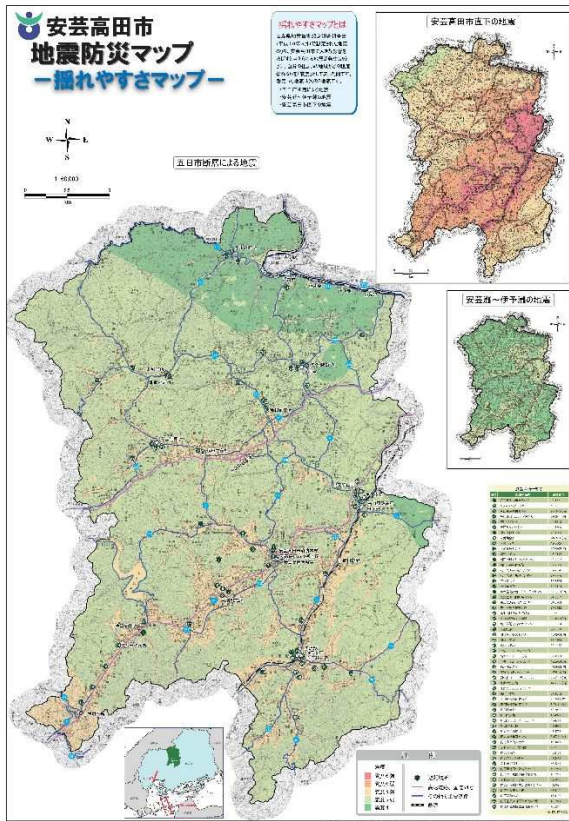
安芸高田市では、広島県地震被害想定調査報告書（平成 19 年 3 月）の結果等を活用して、住宅・建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題・地域の問題として意識することができるように、安全なまちづくりの観点から、地震防災マップ（「揺れやすさマップ」、「危険度マップ」）を作成・公表している。今後は、地震防災マップを活用した意識啓発に努める。

#### ■揺れやすさマップ

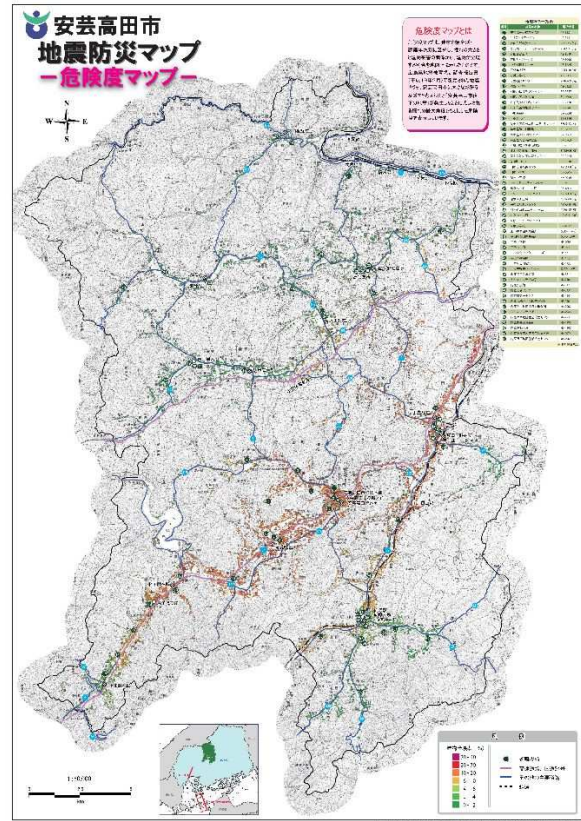
地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から地域の揺れやすさを震度として評価し、住民自らがその居住地を認識可能な縮尺で詳細に表現したもの。

#### ■危険度マップ

住民等の耐震化促進のために住民に提供する情報として、直接的で住民に分かりやすく、火災被害、人的被害等とも関係が深い建物被害に着目し、これを地図に示したもの。



■地震防災マップ（揺れやすさマップ）■



■地震防災マップ（危険度マップ）■

## 6.2 相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、ホームページによる情報提供を行うとともに、耐震相談窓口を設け、建物所有者に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。また、地震防災についても情報提供を行うよう努める。

情報提供の内容
自己による簡単な診断方法
耐震診断の概要や診断を受ける方法
家具転倒防止等屋内での安全確保の方法
耐震改修の工法の紹介
耐震診断・改修に関する支援制度
耐震改修に関する住宅金融支援機構等の融資制度
耐震改修促進税制
耐震診断や耐震改修を実施可能な業者の紹介
耐震改修にあわせたリフォームの方法
地震防災に関する情報

## 6.3 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

### (1) パンフレットの作成・配布

住宅・建築物の所有者等に対する耐震診断・改修の普及・啓発を図るため、耐震相談窓口で、建物所有者に対し、耐震診断・改修に関するパンフレットの配布に努める。

### (2) セミナー・講習会の開催

県や建築関係団体と連携して、建築士等による無料耐震相談会や耐震診断・改修に関するセミナー・講習会を実施し、建物所有者に対し、耐震診断・改修に関する知識の普及・啓発に努める。

## 6.4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォームにあわせた耐震改修が促進されるように、県や建築関係団体等と連携して、建物所有者等、設計者、工事施工者等に情報提供を行うように努める。

## 7. 所管行政庁との連携に関する事項

耐震改修促進法では、所管行政庁は、特定建築物への指導等を行うよう定められている。

所管行政庁は、「建築主事を置く市町の区域においては当該市町の長をいい、その他の市町においては知事」と定められており、安芸高田市においては広島県が所管行政庁となる。

よって、安芸高田市は、広島県から特定建築物への指導等に関連する協力を求められた場合は適宜協力するものとする。

## 8. その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

### 8.1 建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携

（社）広島県建築士会、（社）広島県建築士事務所協会等、建築関係団体や関連する特定非営利活動法人（NPO）では、消費者保護や住宅・建築物所有者の安心確保の面から耐震診断・改修の促進に積極的に取り組み、住民との信頼関係の構築を進めている。

建築に関する専門家や地域の工務店などが一体となった、耐震診断・改修の相談から、耐震改修工事への取り組みを安心して行えるような仕組みづくりなどは、耐震診断・改修の促進に寄与する。

このため、県と連携して、建築関係団体、特定非営利活動法人（NPO）等との連携を図り、耐震診断・改修の普及・啓発に努める。

### 8.2 耐震改修関係協議会等の概要と取組の継続

#### （1）耐震改修促進計画市町調整会議

県及び市町の建築主務課で構成される「耐震改修促進計画市町調整会議」を平成 18 年 11 月に設立している。

この会議は、県と市町の耐震化率の目標設定の整合性や市町有施設の耐震化の実態把握、耐震化の情報共有、事業進捗状況の把握、今後のフォローアップなど計画的な耐震改修等の促進を図ることを目的としている。

今後も計画的な耐震化を促進するために、引き続き連携を強化していく。

#### （2）広島県建築安全安心マネジメント推進協議会

建築物の品質の向上及び違反建築物の防止に係る対策を講じることにより、建築物の安全性を確保し、安心して住める街づくりを図ることを目的として、平成 11 年 8 月に設立した「広島県建築物安全安心推進協議会」を発展的に解消し、平成 23 年 4 月に「広島県建築安全安心マネジメント推進協議会」を設立している。

本協議会は、行政機関及び建築関係団体で構成しており、建築行政の目指すビジョンを示す「広島県建築安全安心マネジメント計画」及び重点的に取り組む施策等を単年度ごとに策定する「アクションプログラム」に基づき、既存建築物の耐震改修の促進等、建築物の安心安全や質の向上に向けた継続的な取組を実行する。

今後も計画的な耐震化の促進を図るため、本協議会と連携するものとする。

### 8.3 その他

地震保険の加入促進のため、県と連携して、地震保険の保険料、保証内容、新に創設された地震保険料控除などの情報提供を行い、地震保険の普及・啓発に努める。

また、耐震診断や耐震改修の結果、耐震性能を有すると認められる住宅について地震保険料が割引されることから、地震保険の普及・啓発とあわせて耐震診断や耐震改修の促進を図る。